

第2回日英外務・防衛閣僚会合（2+2） 共同声明【骨子】

- 法の支配等の共通の価値を認識。地球規模の安全保障課題への協力を確認。英国は日本をアジアの最も緊密な安全保障パートナーと認識し、平和安全法制を歓迎、「積極的平和主義」による日本のより積極的な役割を支持。日本は英国の「戦略防衛・安全保障見直し（SDSR）」を歓迎し、国際的安全保障課題にグローバルパワーとして取り組む英国の意志・行動を評価、アジア大洋州地域における更なるプレゼンスを歓迎。
- 国際的なシステム及び規範を支持するための日英の協力の深化に留意。
- 東シナ海・南シナ海の状態に懸念を表明。現状を変更し緊張を高め得る、大規模な埋め立て等のあらゆる威圧的もしくは一方的な行動に反対を表明。国連海洋法条約を含む国際法に従った、南シナ海での紛争の平和的解決の重要性を再確認。全ての当事者に、緊張を高める活動を自制するよう求め、航行及び上空飛行の自由の行使を支持。2002年の南シナ海行動宣言の完全・実効的な履行と行動規範の早期確立を支持。フィリピン提訴の仲裁裁判の決定は法的拘束力を持つことに留意。
- ウクライナの主権・領土一体性への揺るぎないコミットメントを改めて表明。ミンスク・プロセスの完全履行を要請。同国の政治・経済的安定と改革努力を支持。
- 北朝鮮の核・ミサイル開発の継続に重大な懸念を表明。関連安保理決議等の遵守を要請。北朝鮮の核実験を強く非難し、新たな安保理決議における更なる重要な措置について早急に作業することを確認。北朝鮮に人権侵害の即時停止及び拉致問題の早期解決を要請。
- 東南アジアでの協力を再確認。人道支援・災害救援セミナーを含む共同事業に留意。海洋安保、サイバー等で東南アジアの能力強化のための更なる連携を追求。
- ソマリア沖・アデン湾での海賊対処行動における国際的な協力を歓迎し、二国間協力を認識。平和維持・構築での連携を含む、アフリカでの共同協力事業の追求を事務当局に指示。
- 安保理改革の重要性と今次国連総会会期中に具体的成果を得る重要性を強調。英国は日本の安保理常任理事国入りへの強い支持を再表明。
- 英国は、NATOとの交流や共同訓練における日本の参加の拡大を歓迎。
- 国連及び日本議長下のG7において、女性・平和・安全保障及び「紛争下の性的暴力防止イニシアティブ」に関する連携を追求。
- パリその他におけるテロを強く非難。日英テロ対策協議等を通じ、テロリスク軽減、中東等の不安定性の根源への対処のために協力していくことを確認。インドネシア、ケニア等での協力及び航空・国境の安全における協力の方策を特定していくことにコミット。
- サイバーセキュリティ分野における情報共有及び協力を強化することを決定。
- ACSAに係る進展を歓迎し、可能な限り早い機会に交渉を妥結するよう求めた。共同運用・訓練の円滑化のため、行政、政策、法的手続を改善する方策の議論を事務当局に指示。
- 防衛装備技術に関する更なる協力を再確認。人員脆弱性評価に係る新たな共同研究を開始。
- 英国空軍機の美保基地訪問を含め、両国間の防衛交流、共同訓練の増加を歓迎。2016年に英空軍機タイフーンの訪日を追求することを確認。日英及び地域のパートナーとの間での共同訓練等を通じた可能な協力を追求。
- 核兵器のない世界に向けた協力を継続することの決意を再確認。核軍縮・不拡散及び原子力エネルギー・技術の平和的利用を支えるため、現実的かつ具体的な措置を推進することの重要性を強調。
- 2020年東京五輪の安全・警備に係る協力を確認。領事協力を強化。